

2019年11月8日 全9頁

# 会社法改正法案 ①概要

金融調査部 主任研究員  
横山 淳

## [要約]

- 2019年10月18日、会社法の一部を改正する法律案が閣議決定され、第200回国会（臨時会）に提出された。
- 2月に取りまとめられた会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱を踏まえた法案であり、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権、③取締役の報酬等（株式報酬等を含む）、④補償契約（会社補償）、役員等賠償責任保険契約（D&O保険）、⑤業務執行の社外取締役への委託、⑥社外取締役の設置義務、⑦社債の管理、⑧株式交付（自社株式等を対価とするTOB）などに関する改正が盛り込まれている。
- 主要部分は、公布日から起算して1年6月以内の政令指定日から施行予定である。ただし、①株主総会資料の電子提供は、公布日から起算して3年6月以内の政令指定日からの施行が予定されている。

## 会社法改正法案の国会提出

2019年10月18日、次の法律案が閣議決定され、第200回国会（臨時会）に提出された。

◇会社法の一部を改正する法律案<sup>1</sup>（会社法改正法案）

◇会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案<sup>2</sup>（整備法案）

これらは、2月に法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で取りまとめられた「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（要綱）<sup>3</sup>を踏まえ、会社法及びその関連法を改正するものである。本稿では、会社法改正法案の概要を紹介する。なお、特に断らない限り、本稿では、上場会社を念頭に説明する。

<sup>1</sup> 法務省のウェブサイト（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00252.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00252.html)）に掲載されている。

<sup>2</sup> 法務省のウェブサイト（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00253.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00253.html)）に掲載されている。

<sup>3</sup> 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingi/shingi04900394.html>）に掲載されている。

## 1. 株主総会資料の電子提供

株主総会資料の電子提供制度は、米国の Notice & Access 制度などを参考に、株主の個別の承諾がなくても、株主総会参考書類、計算書類、事業報告などといった株主総会資料の電子提供を可能とする仕組みを導入しようというものである。具体的な電子提供の方法は、法務省令に委ねられているが、例えば、自社のホームページ等のウェブサイトに掲載することが想定されている<sup>4</sup>。ポイントをまとめると図表1のようになる。

図表1 「株主総会資料の電子提供」に関する改正のポイント

<p>①株主総会資料の電子提供制度の導入</p>	<p>a. 定款の定めにより、株主の個別の承諾がなくても、会社が株主総会資料を電子提供できる仕組み（電子提供措置）を採用できる（会社法改正法案に基づく会社法 325 条の 2）。</p> <p>b. 電子提供措置を採用した会社は、株主総会の日時及び場所、株主総会の目的である事項などを記載した招集通知のみを発送する（同 325 条の 4）。</p> <p>c. 株主総会参考書類、計算書類、事業報告、連結計算書類などの内容は、株主総会の日<b>の 3 週間前</b>の日又は上記 b. の招集通知発送日のいずれか早い日（電子提供措置開始日）から株主総会の日<b>の 3 ヶ月後</b>の日までの間、電子提供措置を講じなければならない（株主に交付する議決権行使書面に記載すべき事項は不要）（同 325 条の 3、4）。</p> <p>d. 株式について有価証券報告書の提出義務がある会社が、電子提供措置開始日までに必要事項を記載した有価証券報告書の提出手続を EDINET により実施した場合は、上記 c. の電子提供措置は不要（定時株主総会に限る）（同 325 条の 3）。</p> <p>e. 株主は、株主総会基準日までに、電子提供される事項についての書面交付請求ができる。実際の書面の交付（発送）は、b. の招集通知の発送（株主総会の日<b>の 2 週間前</b>まで）に際して行う（同 325 条の 5）。</p> <p>f. 書面交付請求日から 1 年経過後、会社は書面交付終了の通知・催告を行うことができる。株主が催告期間（1 ヶ月以上）の間に異議を述べなければ、書面交付請求は効力を失う（同 325 条の 5）。</p>
<p>②上場会社等に対する強制適用</p>	<p>a. 振替機関（ほふり）が取り扱う株式の発行会社（上場会社等）は、上記 ①a. を定款に定めなければならない（整備法案に基づく社債、株式等の振替に関する法律 159 条の 2）。</p> <p>b. 本制度に関する施行日（後述 10.）における上場会社等は、施行日を効力発生日とする定款変更決議をしたものとみなす（整備法案 10 条）。</p>

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>4</sup> 神田秀樹 『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔I〕（『商事法務』No. 2191（2019年2月25日）p. 5）

## 2. 株主提案権

濫用的な株主提案権の行使を制限するため、①株主提案できる（正確には、会社法 305 条 1 項に基づき議案の要領の通知を請求できる）議案数の制限と、②不適切な内容の株主提案の制限が設けられる。ポイントをまとめると図表 2 のようになる。

図表 2 「株主提案権」に関する改正のポイント

①議案数の制限	◇株主提案できる議案の数を 10 に制限する（会社法改正法案に基づく会社法 305 条）。
②不適切な内容の制限	◇次のいずれかに該当する場合には株主提案権の行使を認めない（同前）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行う場合</li> <li>・株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合</li> </ul>

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 3. 取締役の報酬等

取締役の報酬等に関する手続や開示は、昨今の事案を受けて、社会的にも注目されている事項である。①「取締役の個人別の報酬等の内容」を含む「報酬等の決定方針」の決定、②取締役報酬議案の内容を相当とする理由の株主総会における説明義務の拡充（確定金額の報酬も対象）、③株式報酬・新株予約権報酬を付与する場合の手続の明確化などが盛り込まれている。ポイントをまとめると図表 3 のようになる。

図表 3 「取締役の報酬等」に関する改正のポイント

①報酬等の決定方針	◇次の a. 又は b. に該当する株式会社の取締役会は、定款又は株主総会決議の定めに基づく「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、法務省令で定める事項（注 1）」（報酬等の決定方針）を決定しなければならない（注 2）（注 3）（会社法改正法案に基づく会社法 361 条）。 a. 監査役会設置会社（公開会社（注 4）、かつ、大会社（注 5）であるものに限る）であって、株式について有価証券報告書の提出義務があるもの b. 監査等委員会設置会社
②説明義務	◇取締役報酬議案の提出に当たって、その報酬等を相当とする理由の株主総会における説明義務は、（金額未確定の報酬や非金銭報酬だけではなく）確定金額の報酬も対象とする（同前）。
③株式報酬等	a. 株式報酬や新株予約権報酬などを付与する場合の株主総会決議事項（注 6）を明確化する（会社法改正法案に基づく会社法 361 条）。

③株式報酬等	b. 上場会社においては、上記 a. に基づく株式報酬に伴う金銭の払込み、新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とすることができる（同 202 条の 2、236 条）。すなわち、報酬としての無償での株式の付与や行使価格ゼロ円のストックオプションが可能となる。ただし、取締役（注7）（取締役であった者を含む）以外の者による株式引受け、新株予約権行使は不可（同 205 条、236 条）。
--------	---

（注1）例えば、取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率の決定方針、業績連動報酬等の有無・その内容の決定方針、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法（代表取締役決定を再一任するかどうか等を含む。）に関する方針等が想定されている（神田秀樹『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅲ〕』（『商事法務』No. 2193（2019年3月15日）p. 5）。

（注2）取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りではない。

（注3）指名委員会等設置会社については、現行法上も報酬委員会が執行役員及び取締役（会計参与設置会社の場合は、会計参与も）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない（会社法 409 条 1 項）。

（注4）定款上、譲渡制限のない株式を発行することができる株式会社のこと（会社法 2 条 5 号）。

（注5）資本金 5 億円以上、又は負債総額 200 億円以上の株式会社のこと（会社法 2 条 6 号）。

（注6）指名委員会等設置会社の場合、報酬委員会の決定事項（会社法改正法案に基づく会社法 409 条）。

（注7）指名委員会等設置会社の場合、執行役員又は取締役。

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、法改正後の会社法施行規則の改正を通じて、公開会社による会社役員の報酬等の事業報告を通じた開示の拡充が予定されている<sup>5</sup>。

#### 4. 補償契約、役員等賠償責任保険契約

取締役等への適切なインセンティブの付与に関連して、前記3の取締役の報酬等に関する見直しの他、補償契約（会社補償）や役員等賠償責任保険契約（いわゆる D&O 保険）に関する規定の明文化が行われている。補償契約とは、役員等が、その職務の執行に関し、法令違反の疑いによる当局の調査や損害賠償請求などの対象になった場合に、その役員等が負担する手続費用や損害賠償金などを、一定の範囲で会社が補償することを約する契約をいう。また、役員等賠償責任保険とは、役員等が、その職務の執行に関し、損害賠償請求（例えば、株主代表訴訟）などの対象となった場合に、その役員等が負担する損害賠償金などを、一定の範囲で補填する内容の、会社と保険会社との間の保険契約（被保険者は役員等）を意味する。ポイントをまとめると図表4のようになる。

図表4 「補償契約」、「役員等賠償責任保険契約」に関する改正のポイント

①補償契約（会社補償）	a. 補償契約の内容の決定は、取締役会決議（注）によらなければならない（会社法改正法案に基づく会社法 430 条の 2）。 b. 会社とその取締役・執行役員との間の補償契約には、利益相反取引規制を適用しない（同前）。
-------------	---

<sup>5</sup> 要綱 pp. 8-9

①補償契約（会社補償）	c. 補償相当金額の会社による事後的な返還請求、補償の実行についての取締役会報告などを整備する（同前）。
②役員等賠償責任保険契約	a. 役員等賠償責任保険契約の内容は、取締役会決議（注）によらなければならない（会社法改正法案に基づく会社法 430 条の 3）。 b. 役員等賠償責任保険契約であって、取締役・執行役を被保険者とするものなどの締結については、利益相反取引規制等を適用しない（同前）。

（注）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、法改正後の会社法施行規則の改正を通じて、会社法上の公開会社に対して、補償契約、役員等賠償責任保険契約に関する事項を事業報告において開示することが求められる予定である<sup>6</sup>。

## 5. 業務執行の社外取締役への委託

例えば、MBO などの場面を念頭に、一定の場合に、取締役会が社外取締役に業務の執行を委託することができるとする「セーフ・ハーバー・ルール」<sup>7</sup>が新設される。ポイントをまとめると図表 5 のようになる。

図表 5 「業務執行の社外取締役への委託」に関する改正のポイント

業務執行の社外取締役への委託	a. 利益相反など（社内）取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議（注）によって、業務の執行を社外取締役に委託することができる（会社法改正法案に基づく会社法 348 条の 2）。 b. 上記 a. により委託を受けた行為を行ったとしても、その社外取締役は、会社法上、社外取締役の要件に反することにはならない（同前）。 c. 業務執行取締役の指揮命令の下に業務を執行したときは、上記 b. の限りではない（同前）。
----------------	---

（注）取締役会設置会社以外の会社は、取締役の決定。

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

<sup>6</sup> 要綱 pp. 10-11

<sup>7</sup> 神田秀樹 『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案』の解説〔V〕（『商事法務』No. 2195（2019年4月5日）p. 5

## 6. 社外取締役の設置義務

会社法上の規定として、社外取締役の設置義務が新設される（図表 6）。これに伴い、定時株主総会における社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務は廃止される。

図表 6 「社外取締役の設置義務」に関する改正のポイント

社外取締役の設置義務	◇監査役会設置会社（会社法上の公開会社であり、かつ、大会社であるものに限り）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、社外取締役を置かなければならない（会社法改正法案に基づく会社法 327 条の 2）。
------------	--

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 7. 社債の管理

社債管理者不設置債を対象に、新たな社債管理機関の仕組み（社債管理補助者）が設けられる。社債権者集会に関する改正も行われる。ポイントをまとめると図表 7 のようになる。

図表 7 「社債の管理」に関する改正のポイント

①社債管理補助者	<p>a. 社債管理者不設置債を対象に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を委託することができる（採用は発行会社の任意で、強制ではない）（会社法改正法案に基づく会社法 714 条の 2）。</p> <p>b. 社債管理補助者は、社債権者に対して、公平・誠実義務、善管注意義務を負う（同 714 条の 7）。</p> <p>c. 社債管理補助者は、次の権限を有する（同 714 条の 4、717 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社債権者のために破産手続等に参加（債権の届出）等をする権限</li> <li>・委託契約に定める範囲内において、社債に係る債権の弁済の受領などの権限（注 1）</li> <li>・社債権者の請求等により社債権者集会を招集する権限</li> </ul> <p>d. 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告（又はこれを知ることができるようにする措置）をしなければならない（同 714 条の 4）。</p> <p>e. 社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする（同 714 条の 7）。</p> <p>f. 社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（同 714 条の 7）。</p>
----------	--

①社債管理補助者	<p>g. 社債管理補助者の担い手は、現行の社債管理者と同様の者（銀行、信託会社など）に加え、法務省令で定める者（弁護士及び弁護士法人を想定）とされている（注2）。（同714条の3）</p> <p>h. 社債管理補助者は、次の場合に辞任できる（同714条の7）。</p> <p>(イ) 社債発行会社及び社債権者集会の同意による辞任。この場合、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならない。</p> <p>(ロ) 委託契約に定めた事由による辞任。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがあることが要件。</p> <p>(ハ) やむを得ない事由に基づく、裁判所の許可を得た辞任。</p> <p>i. 裁判所は、義務違反、事務処理に不適任であるときその他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権者集会の申立てにより、社債管理補助者を解任できる（同714条の3）。</p> <p>j. 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合、社債発行会社は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない（注3）。（同714条の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記 g. の資格に該当しなくなったとき。</li> <li>・ 上記 h. (ハ) により辞任したとき。</li> <li>・ 上記 i. により解任されたとき。</li> <li>・ 死亡し、又は解散したとき。</li> </ul>
②社債権者集会	<p>a. 社債権者集会決議による社債の元利金の減免を可能とする（同706条）。</p> <p>b. 社債権者全員が同意した場合の社債権者集会の決議の省略を可能とする（同735条の2）。</p>

（注1）委託契約に基づく権限には、社債の全部についてその支払の請求などのように、権限の行使について社債権者集会の決議が必要となるものもある。

（注2）証券会社は、担い手として想定されていない。

（注3）この場合、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 8. 株式交付

株式交付制度とは、他の（国内）株式会社を子会社化するために、対象会社（株式交付子会社）の株式を譲り受け、その譲渡人に対してその株式の対価として自社（株式交付親会社）の株式を交付する手続である（会社法改正法案に基づく会社法2条32号の2）。

既存の株式交換とは異なり、対象会社の株主のうち希望者のみから、その株式を取得する点に

特徴がある。上場会社を念頭に置いた場合、いわゆる自社株式対価 TOB などと組み合わせて用いることが想定される。ポイントをまとめると図表 8 のようになる。

**図表 8 「株式交付」に関する改正のポイント**

- a. 他の株式会社（注 1）を子会社とするために、その株式を譲り受け、その譲渡人に対してその株式の対価として自社の株式を交付するための手続（株式交付）を整備する。
- b. 譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限、交付する株式交付親会社の株式の数又はその算定方法、効力発生日などを定めた株式交付計画を作成する（同 774 条の 2、3）。
- c. 株式交付親会社は、b. の株式交付計画について株主総会の特別決議による承認が必要（注 2）（同 816 条の 3）。
- d. 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者（株式交付子会社の株主）に対して、株式交付計画の内容などを通知しなければならない（注 3）（同 774 条の 4）。
- e. 株式交付親会社の株主、債権者保護のため、b. の株式交付計画の内容の備置き・閲覧等（同 816 条の 2）、反対株主の株式買取請求（同 816 条の 6）、債権者異議手続（同 816 条の 8）などが設けられる。
- f. 効力発生日（注 4）に、申込みをした株式交付子会社株主は、割り当てられた株式交付親会社株式の株主となり、株式交付親会社は、株式交付子会社株式の給付を受け、これを取得する（同 774 条の 11）。

（注 1）外国会社は含まれないと考えられる。

（注 2）株式交付親会社が会社法上の公開会社である場合、簡易株式交換手続に準じた簡易手続（一定の要件の下で、株主総会決議による承認を原則不要とする手続）が設けられる（同 816 条の 4）。

（注 3）通知すべき事項を記載した金融商品取引法上の目論見書などで代用することなども可能。

（注 4）公開買付期間の延長を想定して、効力発生日を変更するための手続（同 816 条の 9）も整備される。

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

## 9. その他

他にも、いわゆる株主代表訴訟などで和解をする場合における監査役などの同意、議決権行使書面の閲覧等の拒否事由、新株予約権に関する登記事項の見直しなど、企業法務の実務に関わる改正が盛り込まれている。ポイントをまとめると図表 9 のようになる。

**図表 9 その他の改正のポイント**

①責任追及等の訴えに係る訴訟における和解	◇取締役や執行役などの責任追及等の訴えに係る訴訟（いわゆる株主代表訴訟など）で和解をするには、監査役や監査委員などの同意を得なければならない（会社法改正法案に基づく会社法 849 条の 2）。
----------------------	--

②議決権行使書面の閲覧等の拒否事由	<p>◇議決権行使書面の閲覧謄写請求等に当たっては、その請求の理由を明らかにして行使しなければならない（同 311 条など）。</p> <p>◇議決権行使書面の閲覧謄写請求権等の濫用的な行使に対して、企業が拒絶できる事由を明文化する（同 311 条など）。</p>
③新株予約権に関する登記	◇新株予約権の募集事項の決定に当たって、その払込金額の算定方法を定めた場合において、登記申請時までに払込金額が確定していないときは、（払込金額ではなく）その算定方法を登記する（同 911 条）。
④支店の所在地における登記廃止	◇支店の所在地における登記を廃止する（同 930～932 条など）。
⑤取締役等の欠格条項の見直し	<p>a. 取締役等の欠格条項から、成年被後見人、被保佐人を削除する（同 331 条）。</p> <p>b. 上記 a. に伴う規律の整備を行う（同 331 条の 2 など）。</p>

（出所）会社法改正法案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

なお、法改正後の会社法施行規則の改正を通じて、全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した、いわゆるキャッシュ・アウトに際して行われる端数処理手続に関する情報開示（事前開示手続）の充実なども行われる予定である<sup>8</sup>。

## 10. 施行日など

会社法改正法案は、公布日から起算して 1 年 6 月以内の政令指定日から施行される予定である（会社法改正法案附則 1 条）。

ただし、株主総会資料の電子提供（1）、支店の所在地における登記廃止（9④）に関する改正は、公布日から起算して 3 年 6 月以内の政令指定日から施行される予定である（同）。

なお、例えば、社外取締役の設置義務に関して、施行（公布日から起算して 1 年 6 月以内の政令指定日）の際現に監査役会設置会社であって、株式について有価証券報告書の提出義務があるものについては、「施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しない」とする（同附則 5 条）などといった経過措置が設けられている。

<sup>8</sup> 要綱 p. 25